

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業開始通知書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 営業所

営業所の名称	所在の場所

2 法人にあっては、その役員の氏名

3 電気工事業の開始予定年月日

年 月 日

(備考) ×印の項は、記入しないこと。

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

（備考） 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3項第1項、第2項、若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

第3号 登録電気事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所 _____

名 称

代表者の氏名 _____

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

（備 考） 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項、若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者

第3号 登録電気工事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であった者でその処分があった日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

第5号 法人であって、その役員のうち前4号の一に該当する者があるもの

営業所位置図

最寄りの駅から営業所までの道順

(注) 線 駅下車 行バスを利用し
停留所で下車し 方面に向かって徒歩 分
で上記営業所に到着する。

備付器具調書

氏名又は名称 _____

	品名	製造年	製造番号	台数	製造業者名
一般用電気工作物の電気工事	絶縁抵抗計				
	接地抵抗計				
自家用電気工作物の電気工事	回路計であって抵抗及び交流電圧を測定できる器具				
	低圧検電器				
	高圧検電器				
	※ 継電気試験装置				
	※ 絶縁耐力試験装置				
	計			台	

- (備考) 1 電気工事の種類に応じて、法第24条及び規則第11条に定められた備付の必要な器具を記入すること。
- 2 ※印の器具について備え付けていない場合は、借入契約等により必要なときに使用しうる措置が講じてある旨を、次の()内に記載すること。
措置内容…………… ()